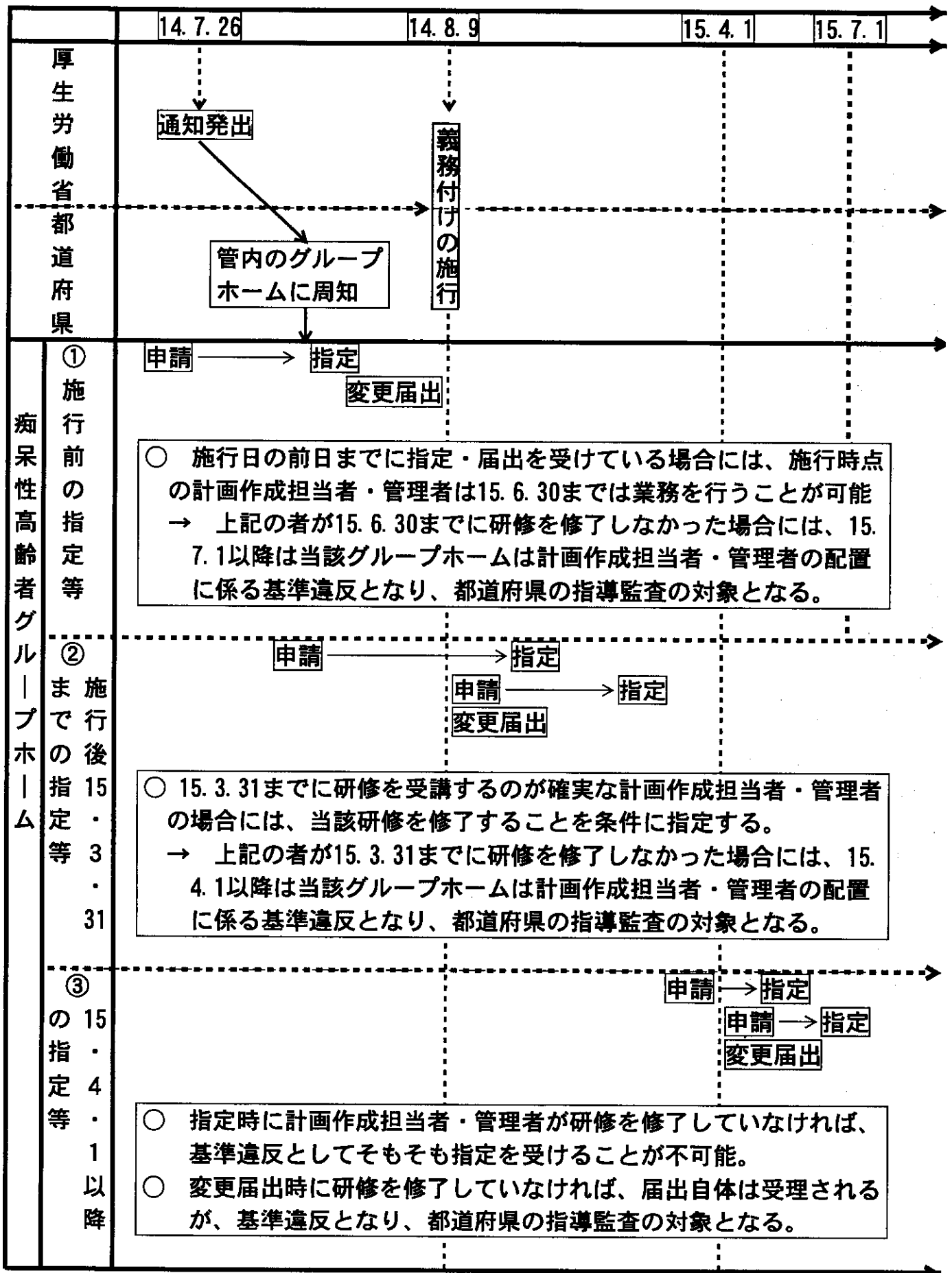


参 考 资 料

計画作成担当者及び管理者の研修受講義務付けについて



① 都道府県が評価機関を選定。

* 平成16年度末までは、高齢者痴呆介護研究・研修東京センターが、都道府県の依頼に基づき、評価機関としての業務を実施。その場合には、左表の「評価機関」を「東京センター」と読み替える。

②～④ 評価機関とグループホームの契約に基づき、評価機関が外部評価を実施し、結果をグループホームに通知。

* 評価機関は、必要に応じて協力機関を選定し、評価業務等における事務的な手続を委託することが可能。

* 評価結果報告書は、全体の（総括表）及び個別項目に係る評価調査員のコメントも記した（詳細版）の2種類。

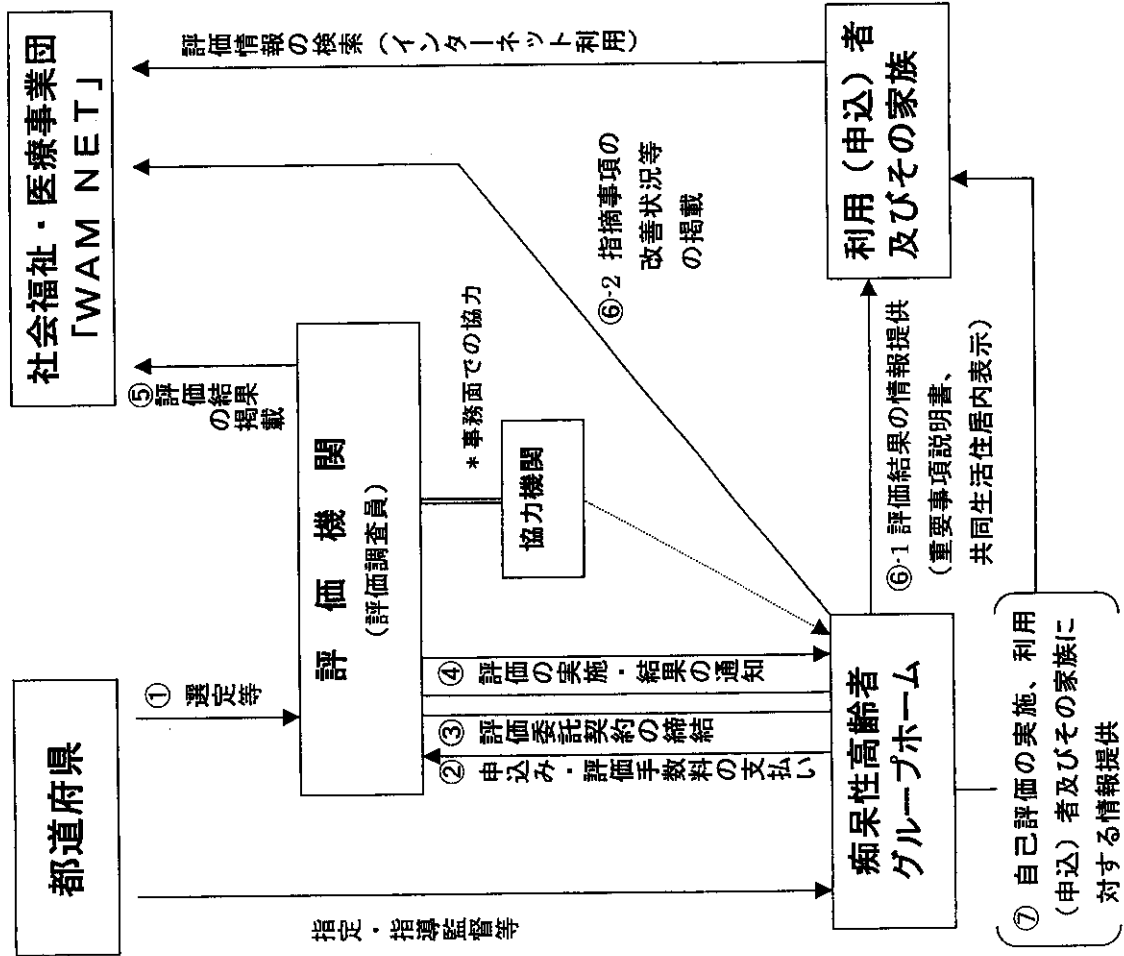
⑤ 評価機関の担当者は評価結果報告書を電子情報に加工し、WAM NETの事業者情報の所定のページに掲載。

⑥-1 グループホームは、評価結果報告書（詳細版）を利用（申込）者及びその家族に情報提供。

⑥-2 グループホームは、WAM NETに公開された評価結果及びコメントに対する改善に向けた取り組み状況について掲載することができる。

⑦ グループホームは、評価結果報告書の内容を踏まえ、都道府県の定めた項目に沿ってサービスの自己評価を実施し、外部評価の結果と合わせて利用（申込）者及びその家族に情報提供する。

外部評価手続の流れ（概要）



痴呆性高齢者グループホームのサービス評価に係る通知等の構成について

※ [] : 今回、外部評価に関する通知として発出したもの。

基本省令
 自己らの質の評価を行い、
 常にその改善を図るもの
 (第15/55号)

老健局長通知
 「痴呆性高齢者グループホームの
 適正な普及について」
 グループホームの適正な
 普及(サービスの質の確保)
 に向けた基本的な考え方を
 示したものである。

老健局長通知の一部改正

解釈通知(企画課長通知)
 「指定居宅サービス等の人員、設
 備及び運営に関する基準について」
 「質の評価」とは、各都道
 府県の定める基準に基づき
 自己評価をいうものである。

解釈通知の一部改正(振興課長、企画課長通知)

＜改正後＞
 「質の評価」とは、各都道
 府県の定める基準に基づき、
 まず自ら評価を行った上で、
 各都道府県の実施するサービ
 ス評価を受け、その評価結果
 を踏まえて行う総合的な評
 価をいうものである。

○グループホームの管理者
 及び計画作成担当者に係
 る痴呆介護実務者研修の
 指定期満了の義務づけ
 ○計画作成担当者変更の
 場合の届出の義務づけ

企画課長通知
 「痴呆性高齢者グループホームの
 適正な普及について」
 (別添3)グループホームの
 評価について
 一 都道府県の定める基準
 についての基本的な考え
 方を示したものである。

企画課長通知
 「痴呆性高齢者グループホームが
 提供するサービスの外部評価の実
 施について」

1~3 外部評価
 に関する
 一般原則

4 評価機
 関に
 関する
 経過措
 置

企画課長通知
 「痴呆性高齢者グループホームの
 自己評価項目の参考例等につい
 て」
 ○評価項目の考え方
 ○自己評価項目の参考例
 (サービスの具体的な実
 施に関する134項目)

企画課長通知の一部改正
 ○評価項目(サービス)の成
 果に関する8項目)の追加

企画課長通知
 「高齢者痴呆介護研究・研修東京
 センターが評価機関としての評価
 業務を行う際の具体的な手続等に
 ついて」

- (別紙)
- ・評価機関の要件及び選定手続
 - ・評価実施要領のひな形
 - ・外部評価項目の参考例
 - ・評価機関とGHの契約書のひな形
1. 外部評価の目的
 2. 外部評価の頻度
 3. 外部評価の手続
 ・申込み
 ・評価の実施
 ・結果の公開

1. 東京センターとの間の手続き
 について
 2. 評価調査員の養成について
 3. 評価の実施について
- (別紙1) 評価機関業務実施の
 依頼に関する手続
 (別紙2) 協力機関業務実施要領
 (別紙3) 評価調査員養成研修
 実施要領
 (別紙4) 外部評価業務実施要領

参 考

高齢者痴呆介護研究・研修東京センターが評価機関としての業務を行う際の具体的な手続き等について

